

第 17 章 消 防

1 消 防

2 消 防 団

1 消 防

(1) 消 防 の 組 織

ア 前橋市消防局のあゆみ

本市の消防組織は、明治19年に最新式ドイツ型腕用ポンプを備えた「いろは」40組の自衛消防隊に始まり、昭和28年4月消防組織法に基づく消防本部・消防署が発足した。

その後、隣接町村との合併と併せ消防需要の多様化する中で、昭和32年に救急隊を昭和46年には特科小隊（現在の高度救助隊）を設置し近代消防に取り組むとともに、昭和57年本署（現在の中央消防署）に予防査察係（現在の地域安全係）を、平成4年に本部予防課に危険物係、分署（現在の消防署）に予防担当（現在の地域安全係）を新設し予防業務等の充実を図った。

また、平成10年4月の職員定数は321人と県下第2位の組織となった。

施設面については、市街化地域の拡大や人口及び消防対象物の増加に伴う消防体制の整備を図るため、昭和42年に東分署（平成12年に閉鎖）、昭和45年に西分署（現在の西消防署）、昭和49年に赤坂分署、昭和52年に城南出張所（現在の城南分署）、昭和53年に利根出張所（現在の利根分署）、昭和58年に北分署（現在の北消防署）、さらに昭和61年に南出張所（現在の南消防署）を設けて、消防力の整備、充実を図った。また、複雑多様化する火災に備えるため、昭和58年に北分署（現在の北消防署）敷地内に濃煙、熱気が体験できる総合訓練塔を設けて、隊員の質的向上に努めた。

装備面については、昭和37年に18メートル級はしご消防自動車を導入、さらに、都市化の進展に併せ昭和46年専任の特科小隊新設と30メートル級のはしご消防自動車を導入し以後順次、年次計画により救助工作車、15メートル級はしご（バスケット）付消防ポンプ自動車、夜間災害に対応するための電源照明車等の特殊車両の整備を図った。

平成7年阪神淡路大震災を契機として緊急消防援助隊が組織され、高度救助資機材を装備した救助工作車Ⅲ型及び被災地において自活しながら消防活動が出来る支援車を順次整備した。

近年、救急業務の高度化に伴い、救急救命士の養成と併せ最新鋭の高規格救急車の整備に取り組んできた。

前橋広域圏では、前橋市消防本部と勢多中央広域消防本部（本市を除く4町村の区域を管轄する消防本部で、昭和50年4月1日に設置され、大胡町に消防本部・消防署（現在の東消防署）を、富士見村に西分署（現在の白川分署）を設置する体制）の2つの消防本部がそれぞれ消防行政を進めていた。しかし、圏域住民の生活や経済圏が広域化する中で、消防業務についての広域的な取り組みを目指し、前橋市、富士見村、大胡町、宮城村及び粕川村の5市町村で共同処理することとなり、平成11年4月1日に職員定数400人の県内最大規模の組織となる前橋広域消防本部がスタートした。

統合から約1年後の平成12年4月25日には、前橋市朝日町四丁目に建設を進めていた防災センター機能を備えた消防庁舎の竣工に伴い、消防本部及び中央消防署の全機能が移転し業務を開始した。これと併せて、東分署の閉鎖、南出張所（現在の南消防署）の分署への格上げ、千代田出張所（現在の千代田分署）の新設等消防署所の再配置が行われた。

また、平成13年4月1日にも、組織の見直しが行われ、西分署、南分署及び北分署については消防署に、千代田出張所、赤坂出張所、利根出張所及び城南出張所については分署にそれぞれ格上げされ、新しい体制がスタートした。

装備面等においては、平成12年3月、高層建物災害に対応できる38メートル級はしご（バスケット）消防自動車を整備した。

さらに、阪神淡路大震災を契機として、大規模災害が発生した場合の第一次情報収集・伝達体制を確保し、災害に対する迅速・的確な防災活動を行うほか、総務省消防庁や全国の大規模消防本部へ情報を発信することなどを目的とした画像伝送システムを導入し、平成13年4月25日に運用を開始した。

平成16年12月5日にこれまで広域圏行政を遂行してきた5市町村のうち、富士見村を除く4市町村（前橋市、大胡町、宮城村、粕川村）が合併するとともに、前橋広域市町村圏振興整備組合が解散し、現在の前橋市消防本部が設置された。富士見村における常備の消防事務については、本市が事務委託を受ける形で継続して事務を処理することとなった。

平成18年、各消防署に指揮隊を新設。平成19年には、合併した旧3町村の消防力を強化するため宮城分署を新設した。翌20年4月1日には、中央消防署に県内初の高度救助隊を発足し、さらには、翌21年4月1日、中核市移行に合わせ、消防局に名称変更。同年5月5日には事務委託を受けていた富士見村と合併し、新たなスタートを切った。

平成22年4月1日には、海外における大規模災害に対して被災国からの要請により出動し、救助活動等国際緊急援助活動を行うことをその任務とする国際消防救助隊に、中央消防署の高度救助隊員を登録し運用が開始された。

また、同年4月には、高機能消防指令センターの運用を開始し、それに伴い、中央消防署に衛星小型可搬局消防救急無線アダプタを積載した通信中継車を導入配備し、地域衛星通信ネットワークを活用した消防救急無線を衛星中継するシームレス通信を全国で初めて実現させた。翌23年4月1日にはデジタル無線（活動波）の運用を開始した。

組織改編に伴い、平成26年4月、千代田分署を再編し、専任救急隊を配置。翌27年には、火災調査業務の強化を図るため、予防課予防係を予防調査係へ、救急医療体制の強化を図るため、警防課救急救助係を警防救助係と救急救命係に分化した。平成28年4月には、救助業務の更なる充実強化を図るため、東消防署及び西消防署の第1小隊を救助小隊とした。

前橋赤十字病院の新築移転に伴い、ドクターカー運用の効率化と救急救命士の教育体制の強化を図るため、平成30年6月、同院内に救急ワークステーションを設置した。

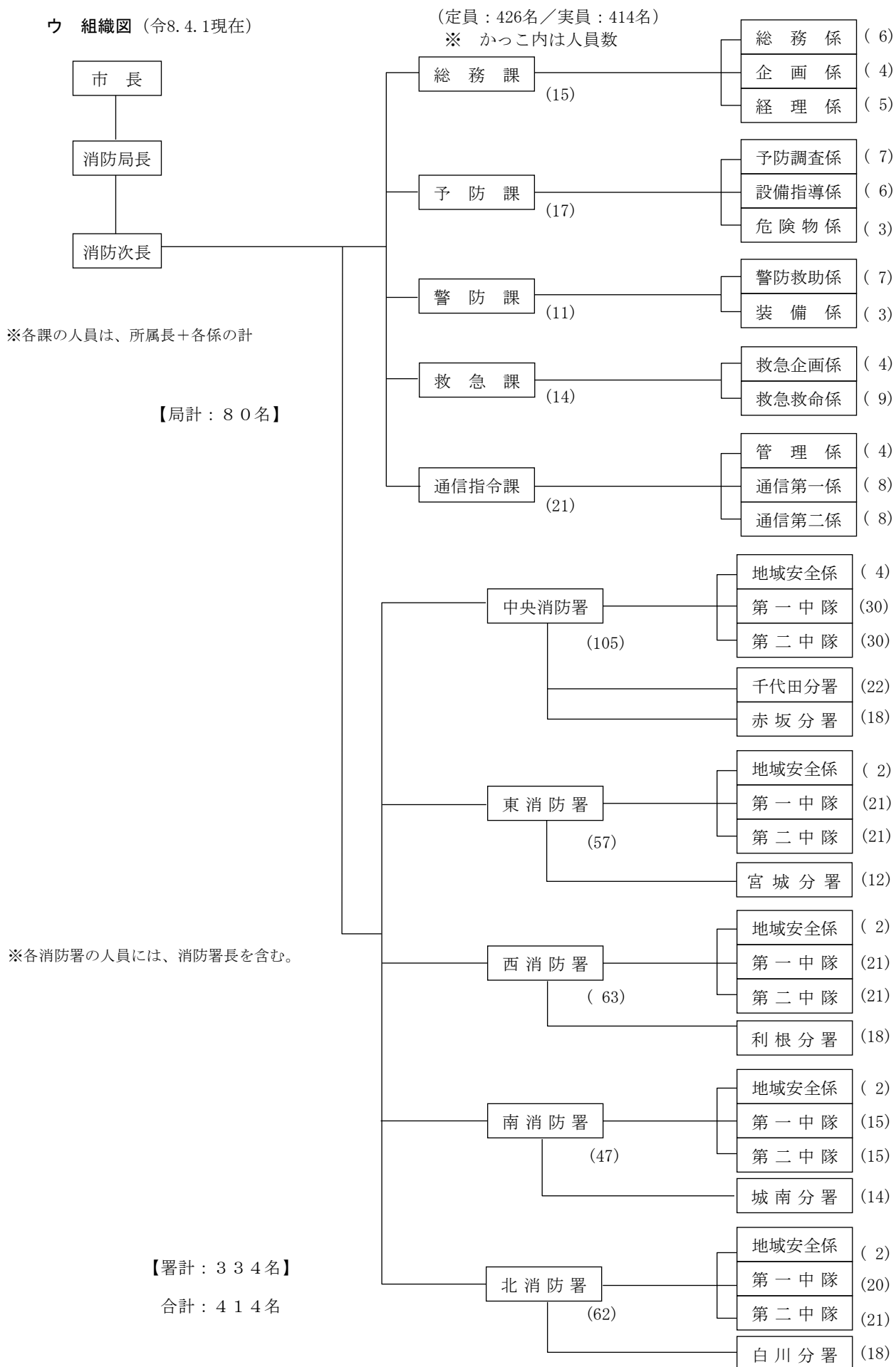
令和4年4月、ドクターカー運用による救急業務の高度化を図りつつ、多様化する救急需要に対し、安定的かつ継続的に救急業務を行うため、救急課を新設。警防課救急救命係の業務を救急課救急企画係及び救急救命係へ移管した。

令和5年4月、救急需要が多い日中の救急体制を充実させ、現場到着時間の短縮及び救急隊員の負担軽減を図るため、デイトタイム救急隊の運用を開始した。

イ 消防局、消防署及び消防分署の所在地

消防局、消防署	所在地	電話番号	FAX番号
消 防 局	前橋市朝日町四丁目22-2	220-4500	220-4528
中央消防署	前橋市朝日町四丁目22-2	220-4519	220-4526
千代田分署	前橋市千代田町一丁目1-21	237-0119	237-0449
赤 坂 分 署	前橋市上泉町1425-1	269-6780	269-6791
東 消 防 署	前橋市樋越町62-1	283-3399	283-5899
宮 城 分 署	前橋市馬場町896	280-2119	280-2120
西 消 防 署	前橋市大渡町二丁目3-5	255-0119	251-0243
利 根 分 署	前橋市小相木町392-1	252-5787	252-5736
南 消 防 署	前橋市西善町766-2	267-0119	266-4437
城 南 分 署	前橋市二之宮町1150-3	268-0166	268-0108
北 消 防 署	前橋市上細井町1794-1	231-0119	233-7257
白 川 分 署	前橋市富士見町小沢191-1	288-2719	288-2854

ウ 組織図（令8.4.1現在）



エ 消防署及び消防分署の担当区域

(令8.4.1現在)

担 当 署 名	担 当 区 域
中 央 消 防 署	岩神町一丁目、岩神町二丁目、岩神町三丁目、岩神町四丁目、敷島町、緑が丘町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、平和町一丁目、平和町二丁目、国領町一丁目、国領町二丁目、住吉町一丁目、住吉町二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目、若宮町四丁目、日吉町一丁目、日吉町二丁目、日吉町三丁目、日吉町四丁目、城東町一丁目、城東町二丁目、城東町三丁目、城東町四丁目、城東町五丁目、紅雲町一丁目、紅雲町二丁目、本町三丁目、表町一丁目、表町二丁目、三河町一丁目、三河町二丁目、朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、朝日町四丁目、天川原町一丁目、天川原町二丁目、六供町、六供町一丁目、六供町二丁目、六供町三丁目、六供町四丁目、六供町五丁目、天川町、文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、文京町四丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、朝倉町一丁目、朝倉町二丁目、朝倉町三丁目、朝倉町四丁目、天川大島町、天川大島町一丁目、天川大島町二丁目、天川大島町三丁目、上大島町、女屋町、上長磯町、東上野町、野中町、下長磯町、小島田町及び下大島町
千代田分署	大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、千代田町一丁目、千代田町二丁目、千代田町三丁目、千代田町四丁目、千代田町五丁目、本町一丁目及び本町二丁目
赤坂分署	三俣町一丁目、三俣町二丁目、三俣町三丁目、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町一丁目、西片貝町二丁目、西片貝町三丁目、西片貝町四丁目、西片貝町五丁目、東片貝町、上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町及び江木町
東 消 防 署	大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町、鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、大前田町、粕川町稲里、粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女淵、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中及び粕川町膳
宮城分署	苗ヶ島町、馬場町、粕川町中之沢、粕川町室沢及び粕川町月田
西 消 防 署	元総社町、元総社町一丁目、元総社町二丁目、元総社町三丁目、大友町一丁目、大友町二丁目、大友町三丁目、大渡町一丁目、大渡町二丁目、石倉町、石倉町一丁目、石倉町二丁目、石倉町三丁目、石倉町四丁目、石倉町五丁目、鳥羽町、下石倉町、総社町総社、総社町一丁目、総社町二丁目、総社町三丁目、総社町四丁目、総社町植野、総社町高井、高井町一丁目、総社町桜が丘、問屋町一丁目、問屋町二丁目、池端町、上青梨子町、青梨子町及び清野町
利根分署	箱田町、後家町、前箱田町、前箱田町二丁目、川曲町、稲荷新田町、下新田町、上新田町、小相木町、小相木町一丁目、古市町、古市町一丁目、古市町二丁目、江田町、朝日が丘町、光が丘町、大利根町一丁目、大利根町二丁目、新前橋町及び青葉町
南 消 防 署	上佐島町、櫛島町、朝倉町、後関町、下佐島町、宮地町、西善町、山王町、山王町一丁目、山王町二丁目、中内町、東善町、広瀬町一丁目、広瀬町二丁目、広瀬町三丁目、公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町及び駒形町
城南分署	下大屋町、泉沢町、富田町、荒口町、荒子町、西大室町、東大室町、飯土井町、新井町、二之宮町、今井町、筑井町、小屋原町、上増田町、下増田町、鶴が谷町及び神沢の森
北 消 防 署	勝沢町、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、嶺町、金丸町、高花台一丁目、高花台二丁目、上細井町、下細井町、北代田町、下小出町一丁目、下小出町二丁目、下小出町三丁目、上小出町一丁目、上小出町二丁目、上小出町三丁目、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、荒牧町一丁目、荒牧町二丁目、荒牧町三丁目、荒牧町四丁目、日輪寺町、川端町、田口町、関根町、関根町一丁目、関根町二丁目、関根町三丁目、川原町、川原町一丁目、川原町二丁目及び南橋町
白川分署	富士見町田島、富士見町引田、富士見町横室、富士見町原之郷、富士見町小沢、富士見町米野、富士見町時沢、富士見町小暮、富士見町石井、富士見町漆窪、富士見町市之木場、富士見町山口、富士見町皆沢及び富士見町赤城山

オ 消防車両の配置状況

(令8.4.1現在)

車種別 所属別	普通ポンプ車	うち非常用	水槽付ポンプ車	うち非常用	梯子車	化学車	救助工作車	うち非常用	支援車	軽可搬車	電源照明車	救急車	うち高規格車	指揮車	その他	計
消防局	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	3	1	9	15
中央消防署	1	0	1	1	1	1	2	0	0	0	1	2	2	1	4	14
千代田分署	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3
赤坂分署	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
東消防署	1	1	2	0	0	0	2	1	0	0	0	2	2	1	3	11
宮城分署	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4
西消防署	1	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2	1	1	9
利根分署	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3
南消防署	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	5
城南分署	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3
北消防署	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	8
白川分署	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3
計	4	2	16	5	3	1	5	1	2	0	1	18	18	6	24	80

(2) 火災予防指導状況

(令和7年度)

区 分		計	防 火 ク ラ ブ			園 児 小中高生	事 業 所
			幼 年	少 年	女 性		
消 火 訓 練	回 数	2,053	115	35	0	33	1,870
	参 加 者	96,692	15,617	12,487	0	16,340	52,248
避 難 訓 練	回 数	2,010	112	35	0	32	1,831
	参 加 者	94,296	15,129	12,106	0	15,570	51,491
通 報 訓 練	回 数	1,783	93	34	0	27	1,629
	参 加 者	82,016	12,756	10,912	0	12,246	46,102
防 火 教 室	回 数	29	7	0	1	1	20
	参 加 者	2,776	818	0	25	550	1,383

(3) 火 災 予 防

ア 家庭の火災予防

① 防火訪問

避難行動要支援者制度の登録済み世帯に防火訪問を実施し、住宅用火災警報器の普及啓発や火災予防指導を実施している。

○ 防火訪問実施件数（令和7年度）

653

件

② 住宅の火災予防

発生した火災のうち住宅に係る火災が、全火災の約半分を占めていることから、火気使用器具の注意喚起や、地域における放火防止対策の推進に取り組んでいる。

また、住宅火災による死者を減少させるため、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理についての広

報や、消防職員による住宅用火災警報器の取付け支援を実施している。

イ 幼年・少年・女性防火クラブの火災予防

① 幼年・少年・女性防火クラブの指導

管内では「前橋市幼年少年女性防火クラブ推進委員会」を組織し、幼年、少年及び女性の各クラブ等の活動を円滑に推進するため、育成、指導を行っている。

② 幼年消防クラブの活動

管内の保育園（所）、幼稚園単位でクラブ活動を実施し、幼児期から防火防災の思想を普及させ、火遊び火災の減少に努めている。

○ 組織状況（令和7年度）

68	クラブ	7,531	人
----	-----	-------	---

③ 少年消防クラブの活動

管内では48の小学校と粕川地区のスポーツ少年団の1団体が組織され、学校、地域、家庭において活動し、火災のない地域づくりに参加している。

○ 組織状況（令和7年度）

49	クラブ	15,590	人
----	-----	--------	---

④ 女性防火クラブの活動

家庭における火災予防の実践を推進する母体として、女性防火クラブが結成され、火災予防知識の向上及び火災発生時の対応の方法等について研修し、これを地域、家庭において実行し、火災のない地域づくりに参加している。

○ 組織状況（令和7年度）

6	クラブ	124	人
---	-----	-----	---

ウ 事業所の火災予防

① 建築物の消防同意

消防機関が建築物（住宅含む。）の新築、増築等に際し、建築物の計画段階から防火上関与し、建築物の防火の徹底を図っている。

<消防同意事務処理及び専用住宅通知状況>

（令和7年度）

受 付 件 数	同 意 件 数	不 同 意 件 数	専 用 住 宅 通 知
348 件	348 件	0 件	1,134 件

② 消防用設備等の規制

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店等は、火災が発生すると人的、物的被害が大きなものとなりやすいため、各種の消防用設備等の設置及び維持が義務づけられており、この規制事務を行っている。

<消防用設備等着工届、設置届及び消防用設備等検査済証の交付状況>

（令和7年度）

区 分	着 工 届	設 置 届	検 査 済 証
消 火 設 備	73 件	193 件	145 件
警 報 設 備	143 件	388 件	174 件
避 難 設 備	22 件	327 件	133 件
消 防 用 水	3 件	1 件	1 件
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	4 件	10 件	9 件
総 合 操 作 盤	0 件	0 件	0 件
自 動 消 火 装 置	0 件	0 件	0 件
合 計	245 件	919 件	462 件

エ 危険物施設の火災予防（業態別危険物関係の施設状況）

《危険物製造所等の施設数》

（令和8.4.1現在）

製造所	貯 蔵 所							取 扱 所			合 計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	第一・二種販売取扱所	一般取扱所	
1	123	52	11	181	6	85	13	142	2	111	727

オ 防火対象物の火災予防（防火対象物の施設状況）

（令和8.4.1現在）

政 令 区 分				項 目	防 火 対 象 物		
					地 上 5 階		小 計
					未 満	以 上	
(合 計)					12,521	615	13,136
(1)	イ	劇場、映画館、観覧場等			18	1	19
	ロ	公会堂、集会場			211	1	212
(2)	イ	キャバレー、カフェー等			6	0	6
	ロ	遊技場、ダンスホール			25	1	26
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等			0	0	0
	ニ	カラオケボックス等の個室型店舗			7	0	7
(3)	イ	待合、料理店等			3	0	3
	ロ	飲食店			325	1	326
(4)		百貨店、マーケット等、展示場等			607	4	611
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所			40	20	60
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅			3,970	257	4,227
(6)	イ	病院、診療所、助産所	(1)	4	3	7	
			(2)	8	1	9	
			(3)	8	8	16	
			(4)	272	1	273	
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム等	(1)	203	4	207	
			(2)	0	0	0	
			(3)	0	0	0	
			(4)	2	0	2	
			(5)	32	0	32	
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム等	(1)	81	1	82	
			(2)	3	0	3	
			(3)	129	0	129	
			(4)	18	0	18	
			(5)	86	1	87	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校			40	0	40
(7)		小・中・高校、大学、各種学校等			356	31	387
(8)		図書館、博物館、美術館等			9	1	10
(9)	イ	蒸気浴場、熱気浴場等			6	0	6
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			2	0	2

政 令 区 分		項 目	防 火 対 象 物		
			地 上 5 階		小 計
			未 満	以 上	
(10)		車両停車場、船舶発着場等	4	0	4
(11)		神社、寺院、教会等	97	0	97
(12)	イ	工場、作業場	1,455	2	1,457
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	1	0	1
(13)	イ	自動車車庫、駐車場	158	2	160
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	4	0	4
(14)		倉庫	1,395	4	1,399
(15)		前各項に該当しない事業場	1,792	107	1,899
(16)	イ	複合用途防火対象物（特定）	720	92	812
	ロ	複合用途防火対象物（上記以外）	401	72	473
(17)		重要文化財	19	0	19
(18)		延長50m以上のアーケード	4	0	4

(4) 消 防 通 信

災害等通報受信件数

ア 119番通報受信件数（携帯電話からの119番通報受信件数を含む。）（令7.1～7.12）

月別 区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
受信件数	2,429	1,914	2,143	1,916	2,048	2,011	2,222	2,242	2,028	2,155	2,288	2,265	25,661

イ 携帯電話からの119番通報受信件数（令7.1～7.12）

月別 区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
総受信件数	1,460	1,149	1,291	1,140	1,232	1,260	1,403	1,478	1,260	1,325	1,376	1,406	15,780
他消防本部 への転送	33	32	40	19	29	30	29	41	37	26	28	41	385

※ 総受信件数は、他消防本部への転送件数を含む。

(5) 消 防 活 動

ア 火災状況

火 災 状 況		令和7年	令和6年	増 減
総 火 災 件 数 (件)		99	95	4
内 訳	建 物 火 災	54	49	5
	林 野 火 災	0	1	△1
	車 両 火 災	14	13	1
	船 舶 ・ 航 空 火 災	0	0	0
	そ の 他 の 火 災	31	32	△1
焼 損 棟 数 (棟)		68	65	3
内 訳	全 焼	12	15	△3
	半 焼	3	4	△1
	部 分 焼	20	18	2
	ぼ や	33	28	5
り 災 世 帯 数 (世 帯)		47	41	6
内 訳	全 損	8	12	△4
	半 損	1	4	△3
	小 損	38	25	13
り 災 人 員 (人)		93	79	14
建 物 (㎡)	焼 損 床 面 積	1,599	2,093	△494
	焼 損 表 面 積	105	273	△168
林 野 焼 損 面 積 (a)		0	117	△117
死 傷 者 (人)	死 者	6	5	1
	傷 者	19	16	3
損 害 額 (千 円)		84,005	226,646	△142,641
内 訳	建 物	80,008	208,583	△128,575
	林 野	0	187	△187
	車 両	2,865	16,650	△13,785
	船 舶 ・ 航 空	0	0	0
	そ の 他	1,131	1,226	△95
	爆 発	1	0	1
出 火 率		3.0	2.9	0.1

※ △印は減少を示す。

※ 出火率とは人口1万人あたりの出火件数（当該年12月末日現在の人口による。）

イ 火災の主な原因

令 和 7 年		令 和 6 年	
火 災 原 因	件数（比率）	火 災 原 因	件数（比率）
電 気 機 器	11件（11.1%）	た ば こ	11件（11.6%）
こ ん ろ	10件（10.1%）	電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線	8件（8.4%）
た ば こ	9件（9.1%）	放 火（疑い含む）	8件（8.4%）
放 火（疑い含む）	9件（9.1%）	電 気 機 器	7件（7.4%）
た き 火	7件（7.1%）	た き 火	7件（7.4%）
電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線	7件（7.1%）	こ ん ろ	4件（4.2%）
火入れ・枯れ草焼き	5件（5.1%）	配 線 器 具	4件（4.2%）
電 気 装 置	3件（3.0%）	電 気 装 置	3件（3.1%）
ス ト ー ブ	3件（3.0%）	火入れ・枯れ草焼き	2件（2.0%）
マ ッ チ ・ ラ イ タ ー	3件（3.0%）	ス ト ー ブ	1件（1.1%）
取 灰	3件（3.0%）	排 気 管	1件（1.1%）
排 気 管	2件（2.0%）	溶 接 機 ・ 切 断 機	1件（1.1%）
配 線 器 具	2件（2.0%）	そ の 他 の 原 因	23件（24.2%）
灯 火	2件（2.0%）	不 明	15件（15.8%）
煙 突 ・ 煙 道	1件（1.0%）	合 計	95件（100.0%）
内 燃 機 関	1件（1.0%）		
そ の 他 の 原 因	17件（17.2%）		
不 明	4件（3.9%）		
合 計	99件（100.0%）		

※ 構成比の数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

ウ 救急活動

	種 別 年	出 動 件 数	搬 送 件 数	搬 送 人 員	事 故 種 別（出 動 件 数）										
					火 災	自 然 災 害	水 難	交 通	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他
前橋市	令 7	20,966	17,645	17,751	134	0	4	1,182	189	257	2,660	38	186	12,970	3,346
	令 6	20,456	17,566	17,670	129	0	5	1,222	173	199	2,750	42	190	12,568	3,178
管 外	令 7	5	4	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0
	令 6	8	6	6	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	2
合 計	令 7	20,971	17,649	17,758	134	0	4	1,183	189	257	2,660	38	186	12,974	3,346
	令 6	20,464	17,572	17,676	129	0	5	1,224	173	199	2,750	42	190	12,572	3,180

2 消 防 団

(1) 消防団の歴史

本市消防団は、常備の消防局・消防署とともに本市の消防機関のひとつで、その歴史は古く、明治27年4月に組織された消防組から引き継がれたもので、その後、消防組は昭和14年4月の勅令第20号により警防団となり、昭和22年には消防組織法により現在の消防団となった。消防団は一般の地域住民有志によって組織される非常勤の消防組織である。

本市消防団は、昭和の大合併といわれた周辺町村との合併が一段落した昭和43年4月、組織改変を断行、はじめて「方面団制」を導入し、1団、4個方面団、14個分団、43個部、団員数1,010人とし、その後消防団の施設装備の近代化を推し進めるため、手引動力ポンプ、小型動力ポンプを廃止し、徐々に機動性の高い消防ポンプ自動車に統一を図ってきた。

また、昭和50年に国の消防団員服制準則が制定されたのを受け、全消防団員に作業服（現在の活動服）を貸与するとともに、常備と非常備が連携し、効率的な部隊運用を図るため、昭和52年度から常備消防が災害現場などで使用する無線を消防団員も受信できるよう、各消防ポンプ自動車に無線受令機の積載を開始した。昭和53年4月には常備の利根出張所（現在の利根分署）が設置されたことに伴い、第4分団（東地域）内の1個部を減じ、現在の2個部（川曲町自治会事務所前の車庫詰所を廃止する。）とした。本市消防団の大部分の分団が2個部から4個部体制の中、第14分団（城南地域）だけが7個部編成で他の分団との整合がとれないため、同分団を国道50号を南北の境界として2個分団に分割し、現在の第14分団及び第15分団とした。そして、昭和40年代後半から推し進めてきた小型動力ポンプ搭載型消防自動車の廃止が完了し、全車を消防ポンプ自動車（全40台）とした。

昭和50年代後半以降は、就業構造の変化に伴い、急速に被雇用者（サラリーマン）が増加し、団員の確保が困難になってきたため、活性化対策の一環として、平成8年にはデザインを一新した活動服及びアポロキャップを導入し、全団員に配備した。

そして、平成16年12月5日、本市は隣接する勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の3町村と合併し、合併前の3町村消防団もそのまま本市消防団に編入された。このため、旧3町村地域を第5方面団とし、大胡町消防団を第16分団、宮城村消防団を第17分団、粕川村消防団を第18分団とし、合併前の組織体制を大きく改変することなく、消防団の統合を果たした。その結果、1団、5個方面団、18個分団、51個部、団員の条例定数は1,155人となった。

この第5方面団の地域には、赤城山を含めた広大な森林原野があり、大規模山林火災の発生に備えた装備の充実強化が必要であるため、第5方面団の各分団には、機動性の高い四輪駆動の小型動力ポンプ付積載車や水槽付ポンプ自動車などが既に配備されていた。

平成21年5月5日、本市は隣接する勢多郡富士見村と合併し、合併前の富士見村消防団もそのまま本市消防団に編入された。このため、旧富士見村地域を第6方面団とし、同地域の管轄を第19分団及び第20分団とした。その結果、本市消防団は県内最大規模の消防団組織として、1団、6個方面団、20個分団、59個部、団員の条例定数は1,320人となった。

近年は、地域住民の就業構造の変化や少子高齢化等の影響により、消防団員の確保がますます厳しさを増しており、消防団の更なる活性化及び制度の多様化を進める必要があるため、消防団活動に対する出勤手当の支給、女性消防団員の任用及び機能別消防団員制度を導入した。

平成26年4月1日には、消防団員の確保策の一環として、出勤手当の支給額を引き上げた。さらに、消防団員の処遇向上について、引き続き充実を図るため、平成27年4月1日から、出勤手当の支給額を出勤1回につき災害出勤は3,500円、警戒及び訓練等出勤は各2,000円に改定した。

また、若者の消防団離れを食い止めようと、市内へ通学する学生が入団できるように改正した消防団員の任用に関する条例が平成27年7月1日に施行され、同日、前橋市消防団として初めての学生消防団員が8名誕生した。

平成27年10月15日には、横浜市消防訓練センターで開催された第22回全国女性消防操法大会へ前橋市女性消防隊が群馬県代表として初出場し、敢闘賞を受賞した。

平成28年12月20日、「学生消防団員」の増加人数が全国でも多く、地域防災力の向上に大きく貢献したことが認められ、総務大臣から感謝状が授与された。

平成29年4月1日には、より多くの学生消防団員を確保するため「前橋市学生消防団員活動認証制度」を導入した。

平成29年10月から、本市消防団員の災害活動時における一層の安全確保及び消防団への入団促進を図るため、防火衣及び防火帽のデザイン並びに機能を現行の仕様に変更し、本市消防団員定員数60%を目標に配備を開始した。

また、平成30年7月6日に前橋工科大の学生消防団員（1人）の活動実績が認められ「前橋市学生消防団活動認証制度」の規定に基づく「前橋市学生消防団活動認証状」及び「前橋市学生消防団活動認証証明書」が初めて交付された。

平成31年2月10日、前橋市農業協同組合が地域消防団活動に積極的に協力しているとして、県内で初めて「総務省消防庁消防団協力事務所」に認定され、認定証及び表彰状が交付された。

令和2年5月30日に群馬県立県民健康科学大学及び上武大学の学生消防団員（2人）の活動実績が認められ「前橋市学生消防団活動認証制度」の規定に基づく「前橋市学生消防団活動認証状」及び「前橋市学生消防団活動認証証明書」が交付された。

また、平成30年4月から配備を開始した現行の防火衣及び防火帽の配備が令和2年度に完了した。

令和3年度、異常気象に伴う集中豪雨等による水害に備えるため、本市消防団においてもウレタン製の救命ボートを3艇配備するとともに、取扱訓練を実施した。

令和5年4月1日から、消防団員の処遇向上について、引き続き充実を図るため、報酬を年額報酬に改め、出動手当を出動報酬へ改正し、災害出動報酬の出動1回の支給額を4時間以内の活動は4,000円、4時間を超える活動は8,000円、7時間45分を超える活動は当該8,000円の支給額に4,000円を加算し、以後4時間を超えるごとに同額を加算した額に改正した。

また、令和5年4月1日には、平成29年3月12日の道路交通法の改正に伴い準中型自動車新たに新設されたことから、対応免許保有者不足の対策として準中型自動車免許の取得に係る費用を一部助成する「前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成制度」を導入した。

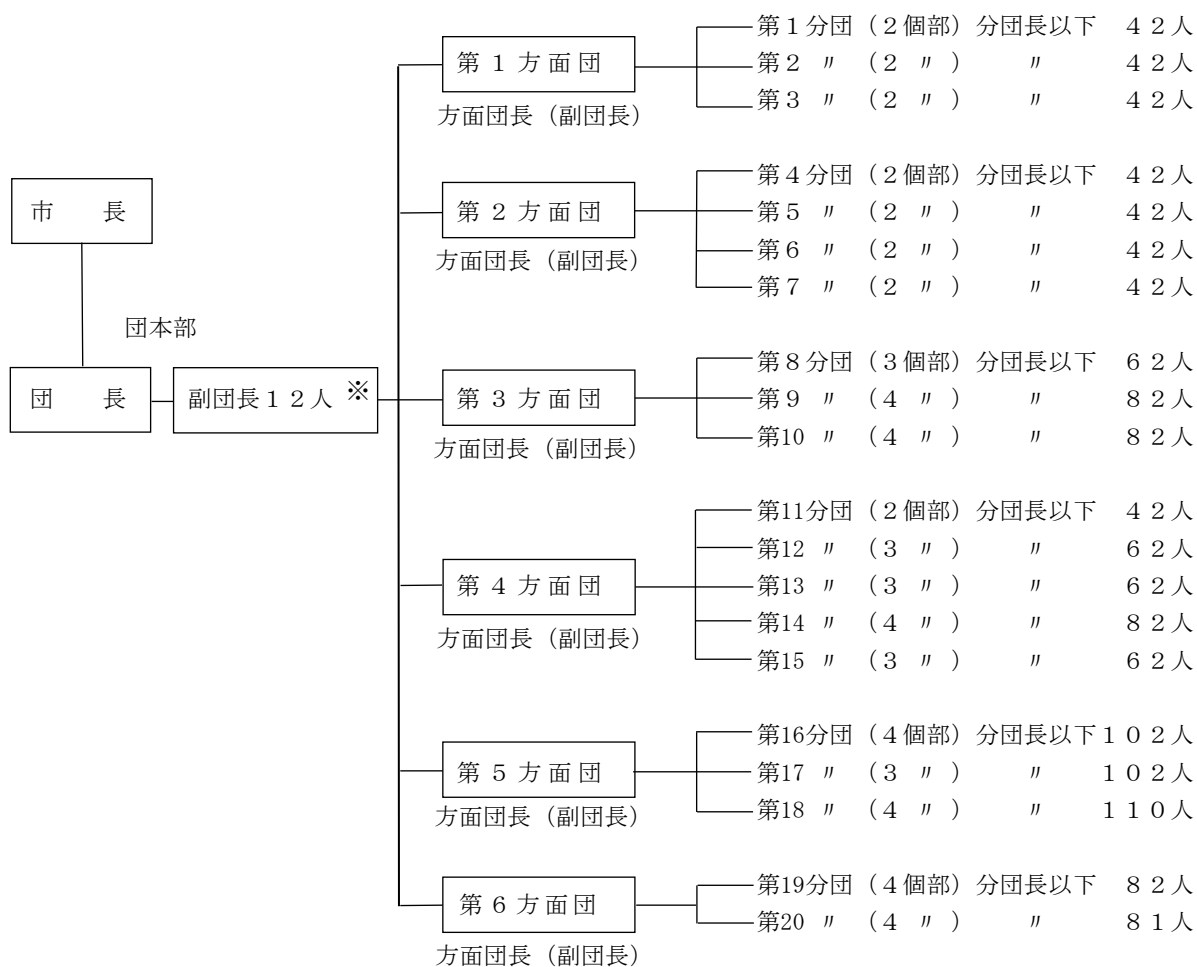
令和6年3月4日「消防団等地域活動表彰」を前橋市消防団（消防団表彰）及び群馬法科ビジネス専門学校（事業所表彰）が受賞した。

令和7年4月1日、「前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成制度」の対象免許を、従前の準中型自動車免許に限らず、各部に配備している消防車両の運転に必要な免許取得費用まで助成できるよう、制度を拡充した。

令和8年3月4日、消防功労者消防庁長官表彰として、前橋市消防団が「表彰旗」を受賞した。

(2) 消防団の組織（令8.4.1現在）

条例定数 1, 320名



※副団長のうち6人は方面団長を兼ねる。

(3) 消防団施設配備状況

(令8.4.1現在)

分 団 名	団員数 (人)	配 備 施 設 (台)			担 当 区 域
		消防自動車	水槽付消防自動車	その他	
本 部	25	0	0	0	市内全域
第 1 方面団長	1	0	0	0	第 1 分団から第 3 分団の区域
第 1 分 団	28	2	0	0	大手町一丁目ほか 1 7 町
第 2 分 団	33	2	0	0	岩神町一丁目ほか 2 5 町
第 3 分 団	35	2	0	0	三河町二丁目ほか 2 1 町
第 2 方面団長	1	0	0	0	第 4 分団から第 7 分団の区域
第 4 分 団	25	2	0	0	箱田町ほか 1 9 町
第 5 分 団	16	2	0	0	石倉町ほか 1 6 町
第 6 分 団	31	2	0	0	総社町植野ほか 1 0 町
第 7 分 団	43	2	0	0	青梨子町ほか 3 町
第 3 方面団長	1	0	0	0	第 8 分団から第 10 分団の区域
第 8 分 団	43	3	0	0	勝沢町ほか 9 町
第 9 分 団	66	4	0	0	上細井町ほか 2 6 町
第 1 0 分 団	57	4	0	0	三俣町一丁目ほか 1 8 町
第 4 方面団長	1	0	0	0	第 11 分団から第 15 分団の区域
第 1 1 分 団	44	2	0	0	上佐鳥町ほか 1 8 町
第 1 2 分 団	44	3	0	0	公田町ほか 9 町
第 1 3 分 団	48	3	0	0	天川大島町ほか 1 2 町
第 1 4 分 団	71	4	0	0	泉沢町ほか 9 町
第 1 5 分 団	52	3	0	0	飯土井町ほか 6 町
第 5 方面団長	1	0	0	0	第 16 分団から第 18 分団の区域
第 1 6 分 団	52	3	1	0	大胡町ほか 8 町
第 1 7 分 団	85	2	1	3	鼻毛石町ほか 6 町
第 1 8 分 団	66	4	0	1	粕川町西田面ほか 1 4 町
第 6 方面団長	1	0	0	0	第 19 分団及び第 20 分団の区域
第 1 9 分 団	58	4	0	0	富士見町田島ほか 9 町
第 2 0 分 団	60	4	0	1	富士見町時沢ほか 4 町
計	988	57	2	5	

(4) 活 動 状 況

(令7.1～7.12)

区 分	回 数	延 べ 人 数
火 災 出 動	77 回	865 人
水 防 出 動	0 回	0 人
そ の 他 の 出 動	1 回	1 人
歳 末 特 別 警 戒	3 回	1,344 人
出 初 式	1 回	315 人
火 災 予 防 運 動	2 回	717 人
火 災 防 御 訓 練	10 回	212 人
方 面 団 別 訓 練	13 回	425 人
計	107 回	3,879 人